

特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第48号

特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び第 2 号」を「、第 2 号、第 4 号及び第 4 号の 2」に、「次の各号」を「次」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 常勤の監査委員 100 分の15

(4) 教育長 100 分の20

第 4 条第 2 項中「が48月」を「がそれぞれ次に掲げる月数」に、「、48月」を「、当該月数」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 市長、副市長及び常勤の監査委員 48月

(2) 教育長 36月

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（副市長等の退職手当の特例）

第 4 条の 2 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずると市長が定めるもの（

以下「国等」という。)に勤務する職員(以下「国等の職員」という。)が退職し、引き続き第2条第2号、第4号又は第4号の2に掲げる職員(以下「副市長等」という。)となった場合(市長が特に必要と認めた場合に限る。)における副市長等としての在職期間には、国等の退職手当に関する規定により職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)に規定する退職手当に相当する給付(以下「退職手当相当給付」という。)の算定の基礎となる在職期間(以下「国等の職員としての在職期間」という。)を通算する。この場合において、国等の職員が退職により退職手当相当給付の支給を受けているときは、当該退職手当相当給付の算定の基礎となった在職期間は、その者の国等の職員としての在職期間には、含まないものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者が退職し、引き続き副市長等となったときは、後の副市長等としての在職期間には、先の副市長等としての在職期間を通算する。

3 第1項又は前項の規定の適用を受ける者の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が副市長等としてのそれぞれの任期の末日に次項の規定の適用を受けずに退職したものとしたならば支給されることとなる退職手当の額の合計額

(2) その者が国等の職員としての在職期間の末日に現に退職した理由と同一の理由により職員退職手当条例の適用を受ける職員として退職したものとしたならば支給されることとなる退職手当の額

4 第1項又は第2項の規定の適用を受ける者が退職し、引き続き副市長等又は国等の職員となったときは、前条第3項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。

第5条中「前条」を「前2条」に改め、「(昭和31年名古屋市条例第20号)」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年7月4日(以下「施行日」という。)から施行す

る。ただし、附則第 5 項（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第 2 条第 1 項の改正規定に限る。）及び第 6 項の規定は公布の日から、附則第 5 項（職員退職手当条例第 2 条第 1 項の改正規定を除く。）の規定は同年10月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例第 4 条から第 5 条までの規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。

（名古屋市旅費条例の一部改正）

- 3 名古屋市旅費条例（令和 7 年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 1 号中「教育長及び」を削り、同項第 3 号中「教育長、」を削る。

第12条中「教育長及び」及び「教育長、」を削る。

（名古屋市旅費条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の名古屋市旅費条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（職員退職手当条例の一部改正）

- 5 職員退職手当条例の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び第 2 号」を「、第 2 号、第 4 号及び第 4 号の 2」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

（職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 施行日前に特別職に属する職員の給与に関する条例第 2 条第 4 号及び第 4 号の 2 に掲げる職員が退職した場合における前項の規定による改正後の職員退職手当条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。